

## 個人事業の法人成にともなう税務

**Q** : 私は来年、これまで営んでいた個人事業の法人化を検討しています。個人事業最終年における税務上の注意点を教えてください。

**A** : 廃業年の事業税の見込納付額を未払計上する等、次の点に注意して下さい。

### 【解説】

#### 1. 個人事業税の見込計上

本来事業税は、納付した年の必要経費となりますが法人成の場合、金額が確定し納付するときには個人事業を廃止しているので、事業所得の必要経費にはできませんし、個人の事業所得に対して課される事業税を、法人の経費に計上することもできません。そのため法人成の場合に限り、事業廃止年の所得に対する事業税の見込み額を、その年の必要経費に算入することができることとされています。

#### 2. 資産の引継ぎに伴う所得税の課税

個人事業の資産を法人が引き継ぐ場合、それらの資産の譲渡に対し、棚卸資産には事業所得、固定資産には譲渡所得としての所得税が課税されます。この場合、棚卸資産は通常の売買価額の70%以上、固定資産は時価の2分の1以上の対価を受取っていなければ、棚卸資産については売買価額の70%、固定資産については時価で譲渡があったものとして所得税が課税されます。

#### 3. 資産の引継ぎに伴う消費税の課税

上記2の場合、その事業者が消費税の課税事業者であるときは、土地の譲渡のように消費税の非課税取引となるものを除き、消費税が課税されます。

